

御意見の概要と県の考え方

基準	項目	番号	意見の概要	県の考え方
愛知県養護老人ホーム等の基準	設備の基準	1	<p>○軽費老人ホーム</p> <p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第10条の3(軽費老人ホームの設備の基準)を第36条の3(都市型軽費老人ホームの設備の基準)と同様に「調理業務の全部を委託する場合等にあつては調理室を設けないことができる。」との内容に改定することはできないか。</p> <p>給食業務を全般的に委託しており、ほとんど調理室としての使用がない現状がある。そのため、運営において調理室を効果的なスペースに転用したい希望がある。</p> <p>基準において「設けないことができる。」と言う一文があることにより、現状、設置してあつても、高齢福祉課の判断のみにて、スムーズに転用の認可ができると考えられるため。</p>	<p>都市型軽費老人ホームは、小規模な軽費老人ホームであつて、原則として既成市街地等に設置される施設であるため、設備の配置基準の特例が設けられています。</p> <p>調理室は設置しなければならない必要な設備であると考えますので、都市型軽費老人ホームの特例である「給食業務の全部を委託する場合等に調理室をもうけないことができる」との規定を全ての軽費老人ホームの基準とすることは適当でないと考えます。</p>
	記録の整備等	2	<p>○養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム</p> <p>この基準については、何ら問題ないと思えるが、請求書等に関連する書類の保存が2年から5年になる事により、保存書庫の確保が限られているが、記録の媒体は何を示しているのか。</p> <p>また、このような事でなく県独自案ならば介護人材不足と言われる中、国会議員等が介護職員の賃金が低いと公表しているの、介護士を希望する方が少ないのではなかろうか。自分達議員の給料が高いと言っているのは名古屋市長だけであり、このことを考えると介護保険利用料の削減分の増を図ることを検討してはどうか。</p>	<p>記録の媒体は、紙や磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法で確実に記録しておくことができるものと考えます。</p> <p>介護人材不足、介護職員の賃金及び介護保険利用料についての内容は、施設の設備及び運営の基準に対するご意見ではないと理解します。</p>
	職員の配置基準	3	<p>○養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム</p> <p>愛知県の各種条例に「栄養士」の記載がある箇所について、すべて「管理栄養士・栄養士」へと記載方法を変更していただくようお願いします。</p>	<p>老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第2項第1号及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第2項第1号にあるとおり、施設に配置する職員に係る基準は「従うべき基準」であり、条例の内容は厚生労働省令に適合する必要があります。</p>

御意見の概要と県の考え方

基準	項目	番号	意見の概要	県の考え方
愛知県介護サービス事業等の基準	記録の整備等	1	<p>○居宅サービス事業、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護予防サービス事業及び介護療養型医療施設</p> <p>この基準については、何ら問題ないと思えるが、請求書等に関連する書類の保存が2年から5年になる事により、保存書庫の確保が限られているが、記録の媒体は何を示しているのか。</p> <p>また、このような事でなく県独自案ならば介護人材不足と言われる中、国会議員等が介護職員の賃金が低いと公表しているの、介護士を希望する方が少ないのではなかろうか。自分達議員の給料が高いと言っているのは名古屋市長だけであり、このことを考えると介護保険利用料の削減分の増を図ることを検討してはどうか。</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)第8条等にあるとおり、現状においても、記録の媒体は、紙や磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法が示されており、この点については扱いを変更する予定はございません。</p> <p>介護人材不足、介護職員の賃金及び介護保険利用料についての内容は、施設の設備及び運営の基準に対するご意見ではないと理解します。</p>
	職員の配置基準	2	<p>○居宅サービス事業、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護予防サービス事業及び介護療養型医療施設</p> <p>愛知県の各種条例に「栄養士」の記載がある箇所について、すべて「管理栄養士・栄養士」へと記載方法を変更していただくようお願いします。</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)第74条第3項第1号等にあるとおり、従業者に係る基準は「従うべき基準」であり、条例の内容は厚生労働省令に適合する必要があります。</p>